

# 宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度のご案内

## 制度の概要

近年、地震や大雨等の自然災害により市内で擁壁崩壊等が発生し、市民生活に影響を与えていることから、市民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、老朽化した擁壁を新しくする工事や、被災した擁壁の復旧工事を自ら行おうとする方に対して、工事費用の一部を助成する「宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度」を創設しました。詳しくは、お問い合わせください。



工事着手前

これで安心だね！



工事完了後

## 助成する金額

[恒久対策] 費用の100万円を超えた金額の1/3 (上限200万円)

個人負担として、100万円は必ずかかることをご了承ください。

老朽化した擁壁を新しくする工事や、自然災害により被災した擁壁を復旧する工事に対して助成するものです。

[応急対策] 費用の1/2 (上限60万円)

二次災害を防止するために行う、擁壁等の土砂撤去、土のうやブルーシートの設置等に対して助成するものです。

※助成金額については、市で金額を精査した上で決定します。

## 対象となる方

擁壁を所有する方、又は擁壁を所有する方から承諾を得ている方

## 対象となる要件

○高さが2mを超えるもので、平成18年の宅地造成等規制法改正前に造られた擁壁

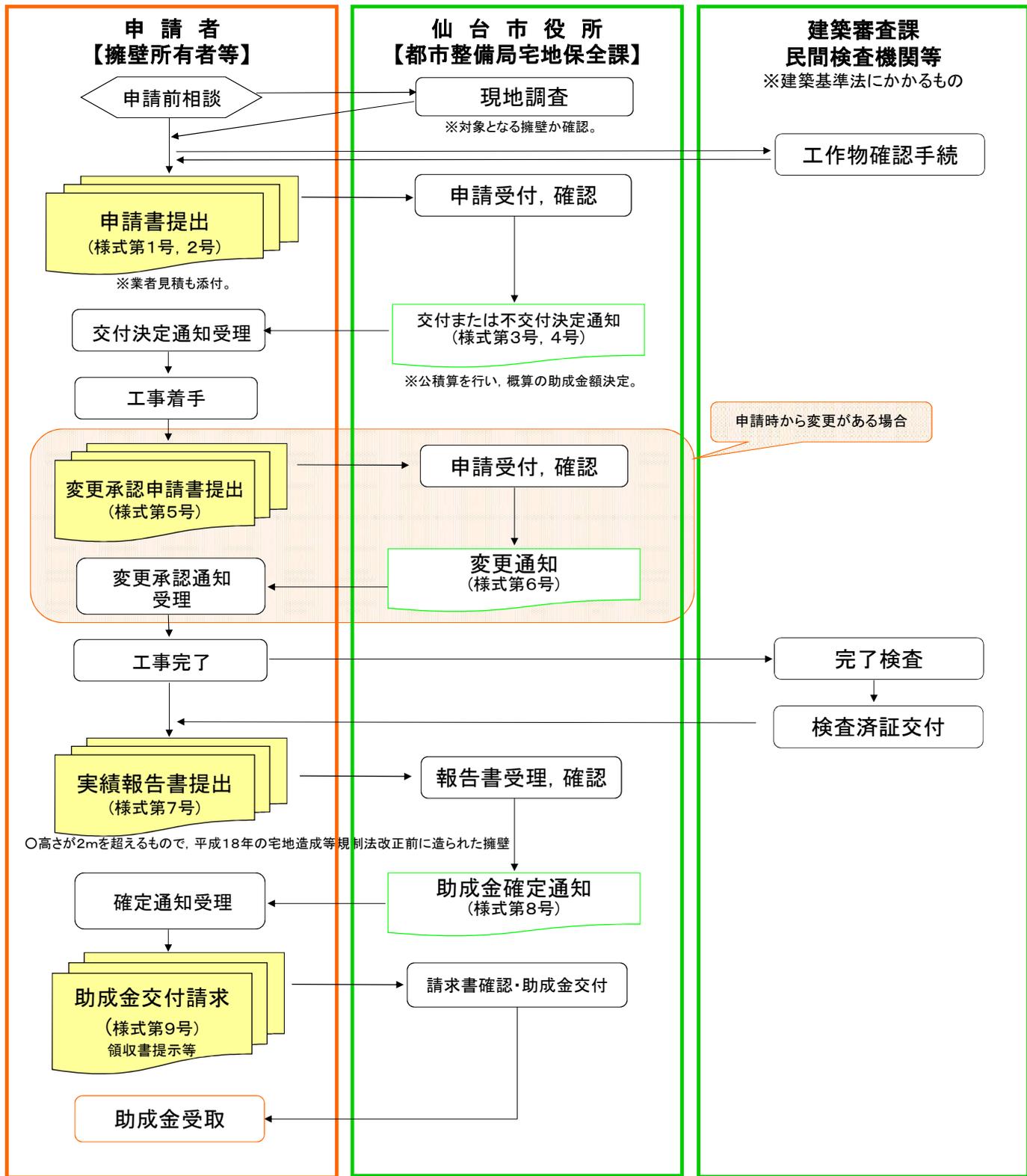
○被災などにより、一定の変状が確認された擁壁(対象となるかは、現地調査のうえ決定します)

※恒久対策の場合。

【問合せ先】仙台市都市整備局宅地保全課

電話 022-214-8450 FAX 022-214-8598

## 恒久対策工事に係る助成金制度の手続きの流れ



※申請書の受付や交付額決定の段階で、確認期間として概ね1ヶ月程度を見込んでください。  
原則として工事着手前に申請頂く必要があります。なお、応急対策工事につきましては、別途お問い合わせください。

本チラシの内容は概要ですので、詳しくはお問い合わせください。